

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年1月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000049号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年7月1日から昭和43年7月11日まで
請求期間について、高校を中退して母親が経営するA社に勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主、及び請求期間の一部の期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及び事業所索引簿によると、A社は、昭和42年7月4日に厚生年金保険の適用事業所になっており、請求期間のうち、昭和41年7月1日から昭和42年7月3日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」旨回答している上、前述の同僚からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、及び請求期間に同社の事業主の厚生年金保険被保険者記録が確認できるB社(昭和43年6月1日からはC社)に係る同被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。